

GRACE News Letter

Legal professional corporation

2017.06 vol.

42

CONTENTS

●労働法コラム	均等法及び育介法の防止措置について④～事情聴取後の対応～	弁護士 戸田晃輔
●事故コラム	被害者の方が利用できる制度	弁護士 永渕友也
●成年後見コラム	「補助」とは	弁護士 碓井晶子
●グレイス・ニュース	セミナー開催のお知らせ〈企業法務部〉	
●法律Q&A	「性格の不一致だけの理由で、離婚はできますか？」	弁護士 茂木佑介

TOPICS ☆ 労働法コラム

第13回

均等法及び育介法の防止措置について④ ～事情聴取後の対応～

弁護士
戸田晃輔



1 はじめに

前回のコラムまでに、法改正により企業に従業員からのマタハラ等に関する相談に対応できる体制を整備することが必要となったことをご紹介し、事情聴取の際のポイントをご紹介しました。そこで、今回は事情聴取を行ったとの対応について簡単にご紹介いたします。

2 取りうる選択肢について

(1) まず、事情聴取を行ったうえで、マタハラ等に該当する行為があったと判断した場合には、①懲戒処分、②配置転換、③謝罪及び④その他（注意、指導、話合いで関係改善を図る等）という対処方法が考えられます。

懲戒処分の内容としては、減給、降給、けん責及び出勤停止等が考えられます。懲戒処分に関する一般的な注意事項になりますが、①懲戒の対象となる事実が特定されているか、②その事実が就業規則の懲戒事由に該当するか、③懲戒処分の重さが適切であるか及び④懲戒処分実施にあたって手続が適正に行われているか、に留意が必要です。

(2) 次に、懲戒処分をするまでもないが、マタハラ等に該当する行為があったと判断した場合には、現状維持では事態が悪化する可能性がありますので、会社としては対応が求められます。

具体的には、行為者からの謝罪や相談者への配慮や職場環境を整えるためにも配置転換も検討することも考えられます。場合によって、席替えや仕事配分の調整を行い、当事者の接点を少なくするということも選択肢の一つです。そして、重要なのは問題が生じる原因となった言動を明確にして、行為者にその言動の改善を促すことです。

(3) 最後に、マタハラ等にあたる行為が存在しないと判断した場合には、そのような判断に至る過程（会社の対応内容や調査内容等）をしっかりと相談者に説明して、理解を得ることが重要となります。

もし、この結論に相談者が納得しない場合には、会社としての結論をしっかりと伝え、自分で法的手続を取る検討をするよう伝えることになります。

(4) 以上が行為者に対する対応となりますが、会社としては再犯防止として、当事者だけでなく従業員全體に研修などをを行うことも検討すべきです。

3 最後に

事情聴取後の対応について簡単にご紹介しましたが、より具体的に対応を知りたい場合や事実認定が難しいという場合には、いつでもご相談いただければと思います。

■ 事故コラム

第13回 被害者の方が利用できる制度

弁護士
永渕 友也



交通事故案件を担当していると、治療中に、加害者側の保険会社が治療費の支払いを打ち切ってくる、休業損害の支払いを打ち切ってくるということが少なくありません。このような場合、まずは加害者側の保険会社と交渉をすることになりますが、治療費や休業損害の支払いの再開には時間がかかることがあります。そのため、事故による負傷が原因で働ける状態にない被害者の方は、生活に窮してしまい、治療も満足に受けることができないという状況に陥ってしまいます。

しかし、被害者の方が治療費や休業補償を確保するために利用できるのは加害者側の保険だけではありません。労災保険を使って治療費や休業損害を支払ってもらうことが可能な場合もありますし、健康保険の傷病手当の受給を受け、生活費を確保するという方法もあります。被害者が加入されている保険（人身傷害保険等）が使える場合もあります。

例えば、通勤中の交通事故で治療を5ヶ月ほど続けたが、症状が軽減しないため、あと2ヶ月ほど治療が必要と医師が判断している状況で、保険会社が治療費や休業損害の支払いの打ち切りを打診してきたとします。このような場合、まず保険会社と治療継続の交渉をしますが、同時に労災申請の準備をしておき、保険会社からの治療費打ち切りが確定的になった時点で、労災での治療に切り替え、治療に間が空かないようにしておく必要があります。

労災保険からの休業給付、健康保険からの傷病手当は、収入の減額分を全て補てんしてくれるわけではありませんが、過失割合に関係なく支払われるというメリットもあります。また、過失相殺の適用がある事故では、治療を健康保険や労災保険に切り替えていた方が、相手方の保険会社が治療費を全額負担している場合よりも、最終的に受け取れる賠償金が高額になることもあります。

さらに、被害者の方に人身傷害保険の適用がある場合には、過失相殺がある事故であっても、実質的に過失相殺されていない金額を被害者の方が受け取ることができるケースもあります。

例えば、被害者の方に20%の過失がある事故で、1000万円の総損害が発生した場合、被害者の方が受け取るのは20%の過失分を引いた800万円になるのが原則ですが、人身傷害保険が利用できる場合は、被害者が最終的に1000万円を受け取ることができ、損害を全て填補できることもあるのです。もっとも、全ての保険会社の人身傷害保険が、このような仕組みになっているわけではありませんので、事案ごとに約款を精査する必要があります。

このように、交通事故にかかわる制度が数多く存在するため、各制度を調整する法的仕組みも複雑になっています。交通事故の被害者の方をサポートするには、このような仕組みにも精通している必要があります。そのため、当事務所の弁護士も日々研鑽を積んでおります。交通事故の被害に遭われた方は、ぜひ一度当事務所にご相談ください。

成年後見コラム

第4回
「補助」とは弁護士
碓井 晶子

1. はじめに

今月号では法定後見の3類型のうちの「補助」について詳細にご説明させていただきます。

2. 補助とは

補助とは、正確に申し上げるならば、①精神上の障害により②事理を弁識する能力が不十分である者を対象とする制度のことをいいます（民法第15条）。

先月号でご説明させていただいた保佐制度が、①精神上の障害により②事理を弁識する能力が著しく不十分である者を対象とする制度であることと比較すると、保佐制度よりも判断能力が認められる者を対象としていることがわかつていただけるかと思います。

補助の制度は、成年後見制度ができる以前は保護の対象とされていなかった軽度の認知症・知的障害・精神障害等の状態にある者を対象としたものであり、本人が一人で重要な財産行為を適切に行えるか不安があり、本人の利益のためには誰かに代わってもらったほうが良いと思われる人を対象にしています。

3. 援助者（補助人）の権限について

援助者（補助人）は、本人が望む一定の事項についてのみ（同意権や取消権は民法第13条1項記載の行為の一部に限る）、保佐人と同様に同意や取り消しや代理をして、本人を援助します。

ここで、注意していただきたいこととしては、二点あります。まず、一点目は、補助開始の場合には、その申立てと一緒に、必ず同意権や代理権を補助人に与える申立てをしなければならないことです。

次に、二点目は、補助開始の審判をすることにも、補助人に同意権又は代理権を与えることにも、本人の同意が必要ということです。

4. まとめ

今までご説明させていただいた法定後見の3類型（後見、保佐、補助）を開始する審判手続の違いや成年後見人、保佐人、補助人に与えられる権限の違いをまとめると、以下のとおりとなります。

	後見	保佐	補助
対象となる人（本人）	判断能力が全くない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立てができる人（申立人）	本人、配偶者、親や子や孫等直系の親族、兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪、いとこ、配偶者の親・子・兄弟姉妹等		
申立てについての本人の同意	不要	不要	必要
医師による鑑定	原則として必要	原則として必要	原則として不要
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	日常の買い物等の生活に関する行為以外の行為	重要な財産関係の権利を得喪する行為等 ^{*1}	申立ての範囲内で裁判所が定める行為 ^{*2 *3}
成年後見人等に与えられる代理権	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で裁判所が定める特定の行為 ^{*3}	申立ての範囲内で裁判所が定める特定の行為 ^{*3}

*1：民法第13条1項記載の行為 *2：民法第13条1項記載の行為の一部に限る *3：本人の同意が必要

\企業法務部からのお知らせ /

セミナー開催の
お知らせ

企業法務部主催3回シリーズ労務セミナーの第2回の概要のお知らせです。本セミナーはWEBサイトからのお申し込みも可能ですので、QRコードよりご覧ください。ぜひご参加くださいませ。

企業法務専門弁護士が教える 経営者が絶対に知っておきたい労務トラブル対策セミナー

第2回 対応策を大公開!! 問題を起こす社員に負けない!!

以下に1つでも当てはまる方は、ぜひご参加ください！

- 問題従業員に対し、感情的に怒鳴ったことがある 懲戒処分は、解雇しか使ったことがない
- ふてくされた従業員を過去に解雇したことがある 始末書に何を書かせればよいか分からぬ

開催日時 8月24日(木) 16:00~18:00 講師 森田 博貴 (当事務所弁護士)

会場 NCサンプラザ 参加費 10,000円(税込) 顧問先様は参加費無料

お申込み・お問合せ

099-822-0764
(セミナー担当/大里)

WEBサイト



法律Q&A

経験豊富なグレイスの弁護士が、身近な法律問題から企業の法務問題まで、弁護士の観点からお答えします。

vol.03

- Q 最近、妻との離婚を考えています。
性格の不一致以外に大きな理由はないのですが、
これだけの理由で離婚はできますか？**
- A 相手が離婚を拒否している場合、法律上は
性格の不一致だけでは容易に離婚はできませんが、
交渉次第でより早く成立する可能性は十分にあります。**

回答した弁護士



家事専門部

弁護士
茂木 佑介

家事専門部部長弁護士の茂木です。離婚のご相談を頂く中で最も多くご質問が今回のテーマです。

離婚をする方法は大きく2つです。①相手が同意して離婚をするか（これは協議離婚のみならず、調停離婚、訴訟上の和解離婚を含みます）、又は②同意しない相手を裁判官が「判決」で強制的に離婚させるかです。相手が同意しない場合は「判決」による離婚を求めていくことになるのですが、その際は相手の不倫や行方不明といった法律上の離婚原因が無い場合は離婚が認められません。もっとも、別居期間が概ね3年程度に達すると多くの裁判官は特段の事情が無い限り離婚を認める可能性が高くなります（ただし不倫をしている場合は相当長期間離婚が認められなくなるのでご注意ください）。

したがって、早く離婚をしたい方は出来る限り早期に

別居を開始することをお勧めいたします。その結果、遅くとも3年後には離婚できる可能性が高くなり、離婚に同意しない相手も少しづつ焦りを感じるようになることが多いです。つまり「3年後にどうせ離婚が認められてしまうなら、少しでも今のうちに良い条件で離婚した方が良いのではないか」と考えるようになります。後は、交渉の中で養育費や財産分与その他の解決金を交渉のカードとすることで、条件次第で早期に離婚が成立する場合が多くあります。

当事務所では、交渉での早期離婚を得意としております。お知り合いで離婚についてお悩みの方がいらっしゃれば、一度当事務所へのご相談をお勧めください。

「法律 Q&A」では皆様からの法律問題に関するご相談を随時募集しております。info2@grace-law.jpまでご連絡ください。



弁護士法人グレイス
E-mail: info2@grace-law.jp
<http://gracelaw.jp/>

鹿児島事務所
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1 ラウンドクロス鹿児島 6階
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765

東京事務所
〒106-0031 東京都港区西麻布3-243 西麻布3243 3階
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784

FAXでも法律相談のご予約を承っております。お気軽にご連絡ください

下記の必要事項をご明記の上、FAX番号099-822-0765までお送りください。折り返し、担当者よりご連絡を差し上げます。

貴社名：

ご相談希望日：

ご担当者名：

ご相談内容：

ご連絡先TEL：

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

0120-100-129

受付時間：平日9:00~18:00
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります